

つちはし事務所通信

6

June
2026



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026年6月1日

要確認

賃金引き上げの支援策をまとめたリーフレットなどを更新 (厚労省・中小企業庁)

厚生労働省と中小企業庁では、共同して、最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策をまとめたリーフレットを公表しています。これが、令和8年4月下旬に更新されました。最新版を確認しておきましょう。



.....「賃金引き上げの支援策(リーフレット)2026年4月24日更新」の1ページ目.....

最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策



1. 賃金引き上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440 (平日 9:00~17:00)
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者には、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

③ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

④ 賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先



⑥ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

問い合わせ先



★このリーフレットでは、上記のような形で支援策が紹介されています。さらに詳しいパンフレットやマニュアルも公表されています。ご確認ください。

賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト: <https://www.chusho.meti.go.jp/chingin/index.html>
リーフレット: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support/chinage_leaflet.pdf

7月より障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げへ

障害者の雇用を促進するため、企業等には従業員に占める障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。現在の民間企業の法定雇用率は2.5%ですが、これが令和8年7月より2.7%に引き上げられます。そこで、この法定雇用人数の計算方法などを確認しましょう。

法定雇用人数の計算方法

法定雇用人数は常時雇用する労働者の数で判断します。常時雇用する労働者とは、週所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される人（見込みを含む）をいいます。

人数の計算方法は、週所定労働時間が30時間以上の労働者については1人、20時間以上30時間未満の労働者については1人を0.5人としてカウントします。例えば、正社員30人、パートタイマー（フルタイム）5人、パートタイマー（20時間以上30時間未満）が8人の場合、常時雇用する労働者の数は39人（30人+5人+8人×0.5）となります。これに新たな法定雇用率を乗じると、1.053となることから、障害者を最低1人は雇用することが義務となります。

障害者数のカウント

この障害者の数は、障害の種別と週所定労働時間数によってカウントの方法が異なります。具体的には右表のとおりです。令和6年4月より、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者が、0.5人としてカウントできるようになっています。

表 所定労働時間の区分による人数のカウント数(単位:人)

種別	週所定労働時間		
	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	1※	0.5

※当分の間の措置

★障害者雇用に関する助成金としては、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、就職が困難な障害者を一定期間試用雇用した際に活用できるトライアル雇用助成金の「障害者トライアルコース」と「障害者短時間トライアルコース」が設けられています。円滑な障害者雇用の実現に向け、このような助成金の活用も併せて検討してみましょう。

あとがき★つちはし事務所より

- ★皆様の事業所には、もう緑の大型の封筒は届いていますでしょうか。今年も労働保険の年度更新の季節がやってきました。今年の年度更新の期間は、令和8年6月1日（月）～7月10日（金）です。今回の年度更新では、令和8年度から雇用保険率が改定されたことから、令和7年度の確定保険料は改定前の雇用保険率、令和8年度の概算保険料は改定後の雇用保険率を用いて計算することになるといった注意点があります。油断せずに申告書を作成する必要があります。不明な点はつちはし事務所の担当者までお気軽にお問い合わせください。
- ★労働保険の年度更新が終わったら、すぐに取り掛からなければいけないのは、社会保険料の算定基礎届の手続きです。こちらの締め切りも年度更新と同じ 7月10日（金）。つちはし事務所へ手続き業務をご依頼のお客様は、賃金台帳など資料のご準備をお早めにお願いたします<(_)>
- ★従業員101人以上の企業では、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む目標などを、一般事業主行動計画（以下「行動計画」）を策定・届出、公表・周知することが義務付けられています。さらに今年4月1日からは、女性活躍推進法の改正により同じく101人以上の企業では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と届出が義務化されました。
- ★また、くるみん認定やえるぼし認定を取得する場合も、これらの行動計画の作成と届け出が必要となります。これらの認定をお考えの場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

